

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第18号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番18号 兵庫県福祉センター内 Tel-Fax (078) 261-3410(10:00~16:00 月・水・金)
平成18年9月14日発行 第18号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

無知、偏見、差別

兵庫県知的障害者施設家族会連合会 会長 由岐 透

障害があってもなくても人間に変わりがなく、すべての命に意味がある。私はそう思っています。しかし現実はそのようになっていないのではないのでしょうか？身近な問題として、私の子供が利用している入所更正施設ひふみ園が星和台団地の隣接地に移転しようと計画し、5年前に土地を購入して住民との話し合いに入りましたが、近隣の一部反対住民との合意が得られない状況でまだ移転工事に着工できていません。住民は自分の家の前を障害者は通るな、施設の回りに高さ7メートル防音壁を作れ、自分の住んでいる近くに施設を作らないで、どこかよそに作れと主張しています。どこかおかし、自分さえ良ければそれでよい。まるで原子力発電所か、塵焼却場かが建設されるのと同様に人間の命を考えているのではないかと疑問に思えます。

障害のある子供を持つ親としては、障害のあるなしで同じ人間として見る事ができない人達がこんなにも多くいるのかと衝撃です。障害をことさら大きくとりあげ、違いを強調しないで共通点を見出し、老いも若きも、障害のあるなしにかかわらず、共生できる社会にする必要があります。なぜこのような問題が起こるのか知的障害者がまだまだ世間に認知、理解されていない。残念で仕方ありません。知的障害者を正しく知って欲しい。理解して欲しい。無知から偏見、差別に繋がることが恐怖です。私たち家族の努力が足りないのかも知れません。もっともっと街に地域に連れ出し多くの人に知って貰う必要があるのでしょうか？この連鎖反応を断ち切る対策は保育園、幼稚園、学校教育から始める以外にないと思っています。デンマークでは7歳から小学校が始まりますが、小学校に入学するまでは読み書き、計算は教えないことになっていて障害のあるなし、人種の違い、肌の色の違いに関係なく人間の尊厳、個人の尊重等民主主義の基本をペタゴという専門家が遊びのなかで徹底して教えるそうです。従って日本のように大人になるまで障害者を知らなかったとか、障害のある人や肌の色が自分と違うから同じ人間ではないという認識はなく、どのような人も共生できる社会、個人個人が尊重され誰もが安心して

暮らせる社会が構築されています。

デンマークではこのような土台があって、税負担が所得税42%、消費税25%合計67%の高い税負担であるが教育費、医療費無料、老後の生活が保障され、80%の国民は高福祉、高負担に満足している。社会保障の行き届いた夢のような福祉国家です。

ひるがえって、星和台の一部反対住民の主張は、障害者やお年寄り等社会的弱者を支援するために税負担が増えることも、社会的弱者のために税金を使うことも容認しない。格差社会の進行と共に、このような主張が星和台だけではなく日本の社会全体に広がっているように思えます。人間は自分さえ良ければ他人はどうなっても良いのか？そうではないだろうと叫びたくなります。

障害者差別禁止法の立法の準備が民間団体で進んでいますが早く成立させたいものです。差別感情を法律で変えることは困難ではありますが、一つの力にはなると思います。私たちは偶然障害のある家族を持った。持ったから知らないことを知った。知ったことを社会変革に繋げる必然に変えなければならない。偶然を必然に転換し、誰もが個性豊かに生きていける社会を障害者運動の活動を通じて実現したいものです。

■障害者権利条約を採択 8月25日(ニューヨーク)

障害者に対する差別を禁止し、健常者と同様の権利を保障する「障害者権利条約」の策定を進めている国連特別委員会は25日条約案を採択した。

国連の主要な人権条約は7つあるが、障害者を対象にした人権条約は初めて。

9月からの第61回国連総会第3委員会と本会議の承認を経て20カ国が批准した段階で発効。早ければ2008年頃発効する。世界には人口の1割に当たる6億5千万人の障害者が居るとされている。

条約案は目的について「障害者の全ての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を促進、保護、確保するため」と明記、障害児者の生きる権利を保護することなどを確認した。



2005年度(平成17年度)事業報告

●評議員会(6月17日(水))

神戸市勤労会館 参加者 129名

《総会》

- ・H16年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件
- ・H17年度事業計画案・会計予算案に関する件

《ブロック別研修会と昼食会》

講演会「障害者自立支援法最新情報

～中央情勢と今後の行方～

ゼノの村施設長・兵庫セルブ 東馬場 良文 氏

《自立支援法反対はがき運動》

●オープン研修会(8月25日)

ラッセホール 参加者 185名

講演「どうなる！自立支援法」

あゆみの里施設長 今岡 幸子 氏

●オープン研修会(3月25日)

ひょうご国際プラザ 参加者 145名

講演「障害者自立支援法の行方」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

健康福祉改革推進室 盛山 忠 氏

対談 盛山 忠 氏

由岐 透 氏

●中央研修会(11月9日)

県民会館 参加者 247名

講演・シンポジウム

「障害者の暮らしの展望

～施設の現状と地域で暮らす意義～

講師	長野県西駒郷	山田 優 氏
シンポジスト	県知協会会長	婦木 治 氏
	利用者	井上 太 氏
	かぞくねっと	木村三規子 氏
	〃	三浦 雅春 氏

●家族会大会(2月7日)

県民会館 参加者 277人

ブロック研修報告会

部会研修会「自立支援法に対応するために」

通所部 神戸聖生園施設長 高野 國昭 氏

コーディネーター 木村三規子 氏

入所部 かぞくねっと顧問 堺 執 氏

コーディネーター 三浦 雅春 氏

●理事会

年間5回・企画会議・三役会等

●専門委員会

●外部団体との懇談会等

●ブロック合同研修会

「自立支援法に対応する家族会の役割」

ひょうごかぞくねっと会長 由岐 透 氏

阪 神/12月2日 神 戸/12月7日

東・北・淡路/12月7日 西・中/12月7日

但・丹/3月25日

ブロック活動

◆阪 神

☆10月24日「自立支援法の行方について」

兵庫県健康生活部福祉局障害福祉課 石塚 和弘 氏

シンポジウム 尼崎市健康福祉局障害福祉課長

橋野 繁 氏 他4名

☆会長会等5回

◆神 戸

☆9月21日

「自立支援法の行方と支援法にどう対応するか」

シンポジウム

神戸市保健福祉局障害福祉部育成課長

横田 治郎 氏 他4名

☆会長会等3回

◆東・北播磨・淡路

☆11月16日

「障害のある方と上手に付き合うために」

心理カウンセラー 稲松 由佳 氏

施設見学 善防園

☆会長会等3回

◆西・中播磨

☆11月17日

講演「成年後見制度ってなに」

愛心園施設長 福田 和臣 氏

シンポジウム「障害者の権利擁護」

姫路社会福祉協議会 大西 洋 氏 他3名

☆会長会等3回

◆但馬・丹波

☆11月28日「自立支援法を理解する」

兵庫県知的障害者施設協会会長 婦木 治 氏

「直面する諸問題について」

かぞくねっと会長 由岐 透 氏 他2名

☆会長会等3回

2005年度(平成17年度)会計報告

1. 収入の部

科目	金額
会費	5,432,200
寄付等	90,023
前年度繰越金	2,333,303
合計	7,855,526

2. 支出の部

科目	金額
会議費	107,990
旅費	483,650
会場費	0
印刷費	835,800
通信・運搬費	377,177
渉外費	65,000
研修費	1,556,242
事務消耗品費	180,543
負担・分担金	310,000
人件費	1,565,450
雑費	124,850
予備費	0
次期繰越金	2,248,824
合計	7,855,526

委員会報告

●組織検討委員会 H17 年度を終えて

組織検討委員会としては、16年度に冊子を作成し、各機関に配布するなどピーアールに努めたが、17年度には県内はもとより県外へのこの組織の普及を試みた。

県内の状況からみると、17年度には県内の施設から退会届が出るなど、問題点は多々あった。しかし、取りあえず新設及び未加入の施設に連絡をとり、保護者会長と面談の上、加入の説得に当たるよう努力することを決めたが実行までには至らなかった。

一方、県外についてはすでに報告の通り、熊本・三重・広島など数県がこれとほぼ同様の主旨の組織づくりをしておられることが分かり、意思の統一を図った。これを踏まえて会の名称も保護者会協議会から家族会連合会(通称、かぞくねっと)に改称された。

また、他府県への働きかけとして、まず、地元近畿府県から広めようと言う考えのもと、近畿府県に出したアンケート108通を中心に案内を出した。

第1回の集まりを18年2月7日県民会館において開催された家族会大会の後にもった。残念ながら来

れた施設は京都・大阪・奈良の三施設だけであったが、熱心な討議が得られ有意義であった。参加者はこの会の主旨に大いに賛同いただき持ち帰って各府県の関係施設に勧誘するよう努力することを約束して帰られた。

また、今後各府県の施設協会へ打診の上、会長に意向してもらい組織の主旨説明など、育成会との微妙な関係に配慮して主旨の徹底をお願いすることにした。

最後に組織検討委員会としては今後の方針として県内は勿論、他府県への働きかけも念頭において、この会のさらなる拡大を願って18年度の組織検討委員会に引き継いでいきたい。(一階 正晴)

●広報委員会 H17 年度を終えて

H17年度は会の名称変更(兵庫県知的障害者施設保護者会協議会から兵庫県知的障害者施設家族会連合会へ)に伴い、協議会だよりも大きく編成替えをしました。まず、この長い名称を短めにして、尚わかりやすい題字にするにはどうしたらいいか広報委員会の皆さんで考えた結果、16号より愛称の「ひょうごかぞくねっと」に替えました。題字は尼崎武庫川園第2松の園利用者の芝貴弘さんに書いていただきました。

内容に関しては最近めまぐるしく変わる福祉を取り巻く情報をいち早くまた分かり易く伝えることに腐心しました。

16号より取り組んだ「私たちのがんばり」は大変好評です。利用者の方の自慢の作品やクラブ活動等を多く発表してほしいと思います。

また、利用者の方だけではなく会員の方々もご自慢の川柳・俳句・書画なんでもお寄せいただくと、尚一層たよりの内容が充実してくるのではないかと思います。

ぜひご協力くださり、皆様のひょうごかぞくねっととなりますことを切望します。(日高 京子)

●研修委員会 H17 年度を終えて

研修委員会はH17年8月25日ラッセホールに於いてオープン研修会を皮切りに、11月9日中央研修会(於県民会館)H18年2月7日家族会大会(於県民会館)3月25日(於ひょうご国際プラザ)を開催しました。

テーマはすべて「自立支援法」関連でH17年度の活動から避けて通れないテーマでした。

各事業とも予定参加者がオーバーしたり、急きょ場所や日時の変更をしたりしたことは、大きく変化する福祉の動向に深い関心があった証拠でしょう。実り多い研修会が企画運営できました。

研修委員会活動の成果は委員一人一人、各自の役割が準備から当日までの流れをしっかりと把握され、円滑に終わったことです。日程調整に始まり、内容、講師の選択、時間配分、前日、当日の役割等決め事が多く事務局の協力も得、盛会裏に終わりました。

H18年4月1日より「障害者自立支援法」が施行されました。いろいろな課題があるでしょうが「兵庫県内にあるすべての知的障害者、施設利用者の豊かな生活と権利を護るため、関係施設や団体、機関と連携を深め、自らも研修に励み目的の達成を目指して活発な活動を展開する」を目標に活動していきたいと思えます。(木村 三規子)

2006年度(平成18年度)事業計画

●基本方針

本会は会則第3条に基づき兵庫県内にあるすべての知的障害者施設利用者の豊かな生活と権利を護るため関係施設や団体・機関との連携を深め、自らも研修に励み目的の達成を目指して活発な活動を展開する。

●今年度の重点

- ・知的障害者施設利用者が真に良いサービスを受けられる方策を模索するために、情報提供と情報交換を十分に作る。(障害者自立支援法の行方を検証し、適切な活動をする)
- ・知的障害のある人ひとりひとりにあった生活を模索する。
- ・本会の存在意義を明確にし、啓蒙活動をする。
- ・活動の重点をブロックに置き、会員の研修と団結をはかる。
- ・全施連活動に積極的に参加する

1. 研修(次ページ参照)

中央研修会
ブロック研修会

2. 情報提供

ひょうごかぞくねっと発行
県知協ニュース購読
手をつなぐ・サポート購読奨励
KAZOKUNET(事務局だより)
ホームページの開設「ひょうごかぞくねっと」
URL <http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>

3. 交流

家族会大会
育成会・施設協会等の行事に参加
施設交流会

4. 権利擁護

権利擁護委員会

5. 専門部会

組織検討部会

- 家族会連合会の将来展望を検討する。
- ・各家族会との交流をする。
 - ・全国大会を設立し、活動する。
 - ・他府県への働きかけをする。
 - ・未加入団体への呼びかけをする。

広報部会

- 「ひょうごかぞくねっと」の発行をする。
- ・会員の情報交換の場になる編集を心がける
 - ・会員への情報提供をする。

研修部会

- ・中央研修会・ブロック研修会・部会研修等の計画や運営をする。
- ・会長会を企画し情報交換や研修を蜜にする。
- ・同じテーマでブロック研修会を企画する

2006年度(平成18年度)会計予算

1. 収入の部

科目	金額
会費	5,365,000
寄附金他	50,000
雑収入	30
前年度繰越金	2,248,824
合計	7,663,854

2. 支出の部

科目	金額
会議費	100,000
旅費	500,000
印刷費	835,800
研修費	1,700,000
事務消耗品費	150,000
渉外費	70,000
通信・運搬費	300,000
負担金	300,000
分担金	110,000
人件費	1,530,000
雑費	50,000
予備費	2,018,054
合計	7,663,854



年 | 間 | 計 | 画

研修計画

◆中央研修会 11月15日(水)
場 所：西宮フレンテホール
講 演：障害者自立支援法と家族会の役割(仮題)
講 師：日本福祉協会会長 小坂 孫次 氏

◆家族会大会 2月7日(水)
場 所：県民会館
講 演：未定
講演会・研修会・通所部会・入所部会

ブロック研修

◆神戸ブロック 9月14日(木)
場 所：あすてっぷKOBE

◆阪神ブロック 10月23日(月)
場 所：フレンテホール

◆東・北播磨、淡路ブロック 11月頃
場 所：五色精光園

◆西・中播磨ブロック 11月8日(水)
場 所：山崎防災センター

◆但馬・丹波ブロック 12月2日(土)
場 所：ハートフルかすが

新 役 員 紹 介

- ①ひょうごかぞくねっとが目指すもの
- ②保護者・家族(会員)に望むこと
- ③子供さんご兄弟についてのエピソード
- ④趣味・余暇の過ごし方
- ⑤最近凝っていること

夕部 明子

- ①初めての役員なのでなにもわかりませんが、がんばっていきたいと思います。
- ③子供は男 29歳 愛称「ヤスクン」
- ④お茶の稽古・コーヒーを飲むこと
- ⑤整体に凝っている

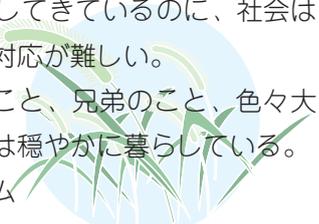


H18・19年度役員名簿

役 職	氏 名	
会 長	由 岐 透	神戸・ひふみ園
副 会 長	木村三規子	神戸・あゆみの里
副 会 長	三浦 雅春	丹波・但馬・春日育成園
理 事	婦 木 治	学識経験者・県施設協会会長
理 事	高野 國昭	学識経験者
理 事	福島 真司	学識経験者・県社会福祉協議会事業部長
理 事	中林 稔堯	学識経験者・神戸大学教授
理 事	日高 京子	阪神・尼崎武庫川松の園
理 事	笹川かほる	阪神・一羊園
理 事	小山 泰一	東・北播磨・淡路・ワークホーム高砂
理 事	宮垣 博幸	西・中播磨 若狭野荘
理 事	植木 久彌	丹波・但馬・丹南精明園
理 事	夕部 明子	東・北播磨・淡路・木の根学園・たんぼほ工房
理 事	蔵屋 健夫	西・中播磨 赤穂精華園
監 事	眞殿美登里	阪神・まつば園
監 事	岩本四十二	西・中播磨・姫路通園センター
顧 問	池 田 弘	前会長・愛心園
顧 問	堺 孰	学識経験者・三田谷学園施設長
組織検討部	一階 正晴	阪神・沢谷荘
広報部会	藤本 幹也	西・中播磨 栗の木荘
	呉 珀 華	神戸・あゆみの里
研 修 部	小山 京子	阪神・砂子療育園
	柳川 明美	神戸・自立センターひょうご
	高林 恵子	但馬・丹波 春日育成苑
	三木 正人	西・中播磨 アルーラ
	芝 陽 子	神戸・ワークセンターいわや
事 務 局	喜多みどり	東・北播磨・淡路・木の根学園・ひまわり工房
	南波 孝子	
	丸岡 啓子	

笹川 かほる

- ①②どちらも会員が高齢化してきているのに、社会は大きく変わっていくので対応が難しい。
- ③子供は男 41歳 子供のこと、兄弟のこと、色々大変な時代もあったが、今は穏やかに暮らしている。
- ④⑤毛筆・トレーニングジム



評 議 会 研 修

講演会「障害者自立支援法の行方と家族会の役割」

高知あじさい園 南 守 氏



長年高知県職員として児童相談所で心理判定の仕事に携わり、主に知的障害の支援をされてきました。あじさい園を立ち上げるべく H7 年に県を退職、施設長として園を運営しつつ、日本福祉協会でもご活躍中です。利用者・保護者家族のよき理解者・代弁者として、全国知的障害者施設家族会連合会にもご尽力をいただいています。

6月6日の障害者自立支援法に関する緊急集会で、日本福祉協会の姿勢も自立支援法推進（容認）から反対へと大きく変わっている。

親として以前からずっと一貫して流れている我が子の問題は「親亡き後」。もう死語となっているかに思えるが、今こそ考えねばならないと思う。すなわち「親が元気なうちに子供の行く末の道を作る」こと。「こういう人生を歩んでほしいという、いくつかの道を考えておく」こと。きつい言い方をすれば「わが子はどこで死にたいのか?」「誰に死水を取ってもらいたいのか?」

我が家?ケアホーム・グループホーム?老人ホーム?入所施設?病院?と考えたとき、当然「我が家」で兄弟・親戚たちに囲まれて、と思うが現実的には難しい。「グループホーム・ケアホーム」は孤独死を思い浮かべる。誰にも心配されることなく、誰にも見取られることなく死を迎えるのではないかと?

そこで、「兄弟や親戚を作っていこう」という思いであじさい園を作った。職員育成では職員がビジネス的にならないことを心がけてきた。今、保護者は職員に自分の家族のこと、自分たちの死後の墓についてのことを話している。そういうことまで抱え込む若い親戚のような職員との関係を構築している。

知ってほしいこと

さて、自立支援法について知っておいてほしいことがある。①現在施設を利用している利用者は、最長H24年3月まで5年間は現状維持できる②H18年9月末日までに認可された同じ<5年間は現状維持できるという保障を厚生労働省はしている。(いわゆる「経過期間」旧体系をH24年3月末日まで継続できる)>【参照 ①、②】

最長24年3月以降、日中活動では生活介護事業（障害程度区分3以上でないといけない）では無期限、就労移行支援事業は約2年間、生活訓練事業は約1年と半年ぐらい。現行の入所施設である生活の場は、障害程度区分4以上は無期限であり、区分3以下は有期限（5年は現状維持）となり、新たに現行の入所施設を利用する人は、H24年4月1日以降若しくは施設が新体系に移行した場合は、障害程度区分が4以上でなければ利用できなくなる。（※現在行なわれている障害程度区分認定調査は、現行入所施設利用者以外で通所者や居宅サービスを受けている方で、現行入所施設利用者は施設が新体系移行するときH23年度になる予定）

また、経過期間を過ぎると障害程度区分4以上の人は、ほぼ現行どおり日中活動は生活介護、夜間は現行の入所施設となる。一方、障害程度区分3以下の人は日中活動の生活介護は無期限に使えるが、入所施設は利用できないことになる。

今年の9月30日を境に施設を利用している人は、そこから5年間は施設が新体系に移行しても現状維持できる。しかし、10月1日以降に施設利用する人は、その施設の事業移行の制度に従うことになる。そのため、高知ではどっと入所希望者が増えている。

ちょっと注目すべきは、訓練等給付の部分の支給決定において「支給期間経過後は原則として更新は行わない。ただし評価指標に基づき再評価を行った結果①訓練により一定の改善が見られており、②給付継続により、更なる成果が期待できるようなケース」があるのでこの項目で就労関係事業を続けて利用できないかと考えている。

もうひとつ同じ訓練等給付で「暫定支給決定」として、お試し期間(数ヶ月)が設けられた。いきなりどの事業を選ぶかではなく、一度試してみようという仕組みには共感できる。だが、試してみようというのか、そうでないのかを誰がどのようにして見分けるのか、難しい問題が残る。特に知的障害者については、本人に判断を求めるといのはどうなのかという問題は残る。

現利用者の場合

5年間 → 23年3月		
日中活動の場	生活介護事業 区分3以上	無期限
	就労支援事業	2年
	生活訓練事業(1年6ヶ月)	1年6ヶ月
生活の場	区分4以上	無期限
	区分3以下(日中活動の場の期限)	

<図①>

3年後に新体系移行の計画の施設で 新利用者の場合(10月1日以降)

3年間 → 21年3月		
日中活動の場	生活介護事業 区分3以上	無期限
	就労支援事業	2年
	生活訓練事業	1年6ヶ月
生活の場	区分4以上	無期限
	区分3以下(日中活動の場の期限)	

<図②>

評 議 会 研 修

障害程度区分について

では、障害程度区分についてです。

まず、現在利用している施設から障害程度区分の認定調査について、説明を受けた人はいますか？(1人)

程度区分は最初に要介護認定調査の79項目の設問について、いわゆる「できる」から「できない」の間で答えることになるが、そのときの答え方ひとつで判定がずいぶん変わってくる。106項目中79項目は介護保険で使用される認定ソフトなので「物忘れがひどくなりましたか?」のような質問もある。

ある保護者はその設問に「そんなことはない」と答えた。その理由は「うちの子は物覚えは悪いが、物忘れは悪くない」という意味であった。結構、そういう質問が多いことや、「全介助」より「見守り介護」の方がポイントが高かったりする。

「〇〇ができますか?」と聞かれたら、「はい」「いいえ」で答えず、できるだけたくさん情報を伝えるとよい。

一時判定は第1段階として介護保険で使用される認定の79項目と2段階目として障害者特有(知的、身体、精神)の27項目をまとめてコンピューターに入力して行なわれる。それに特記事項というか、いわゆる勘案事項と医師の意見書を併せたものを審査会に諮る。これが二次判定で区分非該当～6が行政処分として出てくる。これによって使える事業が振り分けられ、サービスの質と量が決まる。(区分6は支給が多く、区分1・非該当は少ない仕組み)

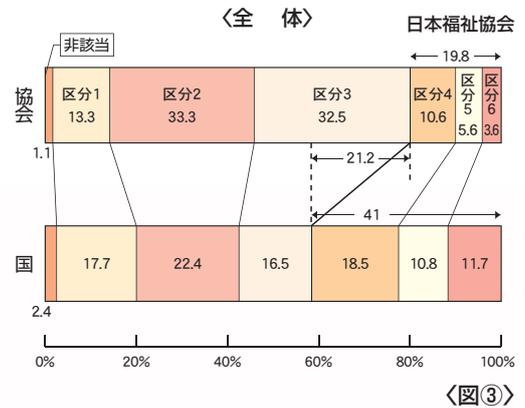
日本福祉協会の調べでは、現行のまま入所更生をらせる人は全体の25.4%しかいない。残りの75.6%の人は退所という計算になる。厚生労働省は二次判定の部分で50.4%まで引き上げる、といっている。しかし、二次判定は予算などの社会状況によって変わることのある不安定な部分である。したがって私は一次判定と二次判定とあまり変わらない判定であることが望ましいと思っている。審査会及び二次判定は一次判定が間違いないことを確認するプロセスであってほしい。

その一方で、障害程度区分によって自己選択の権利が侵されないものでなければならないという、人権運動も大切だ。

厚生労働省は障害程度区分の調査結果もまだ明らかにしていない。最終に予算と相談しながら出してくると思われる。

高知県が独自で調査した結果では、「入所授産」の区分4以上は0だった。「通所授産」「通所更生」も0だった。兵庫とは条件が違うかもしれないが、かなり厳しいと考えられる。<図参照 ③>

協会(一次)と国の最終判定結果



〔図3〕

不服審査申し立て

そこで家族会でぜひやってほしいことは、望むサービスが受けられない程度区分であれば、不服審査申し立てをすることです。

まず、前提として、障害程度区分判定は障害者の障害状況を正しく表すものでないこと、また、その障害者が必要とする支援・介護・その他のサービスの必要な質や量を表すものでないと分かって欲しい。

一つは調査員の資質について、障害者に対する理解度はどうか?研修経験はどうか?二つ目は審査委員について同じように資質や研修はどうか?もうひとつ、調査員が聞き取りした判定基準になる調査票の開示を求める。高知で自分の子供の情報開示を求めたが、個人情報保護、続柄の証明などいくつもの手続きが必要だった。調査員が自分の子を正当に評価したか確認する。これは皆さんしてほしい。それを施設に持って行って、職員の評価を聞く。

ここでわかったことは、親の答えや説明が評価に反映されていなかった項目がたくさんあり、驚いた。支援費の受給者証のようなものと障害程度区分が届く。届いてから60日以内に不服審査申し立てをしなければいけないから、早く始めておかないといけない。

こういう運動からどんなことが起こるかということ、「自分の子供が正当に評価されたか」ということが大事。調査員や審査会がしっかりしなければいけないということがわかってくる。

家族がしっかりしている人はいいが、身寄りのない方や、親が動けない方などには応援団がいる。その応援団に施設関係者は事業者であるため間接的なかかわりができるとしても、直接的なかかわりはできない。そのため、家族会などがしっかりと応援してあげる体制をもたなくてはならない。自分の子もいつかは家族会などに助けてもらわなければならない。



対談



由岐 透氏

〈入所施設利用者保護者・ひょうごかぞくねっと会長〉

井上勝彦氏

〈神戸市知的障害者施設連盟会長〉

吉岡京子氏

〈通所施設利用者保護者・前ひょうごかぞくねっと理事〉



司会 今日では自立支援法関係で現状を、ざっくばらんに語ってほしい。まず、今問題になっている障害程度区分についてお願いします。

吉岡 公立の通所施設に子どもが通っています。先日、障害程度区分の聞き取り調査があった。「食事は自分でできますか?」「後片付けは自分でできますか?」などが聞かれるが「食事できるように」「歯みがきできるように」「服が着れるように」親が「これはできてほしい」と今まで一生懸命教え、訓練してきたことによって程度区分が低くなってしまふ。「何もしないほうが有利になるの?」と素朴な疑問を持った。また、親子でがんばった努力をその過程がわからないままに「できる」と判定されて本当に大丈夫なのだろうか?とも感じた。判定項目が知的障害にあっていないと強く感じた。

由岐 障害程度区分認定が知的障害にあっていない。先に介護保険との統合を考えたものであることが明白だ。そもそも106項目の質問のうち97項目が介護保険と同じ、27項目が障害者用ということになっているが、たった27項目に3障害の特性が網羅されているとは思えない。これについては、県下で署名の協力を得て、全施連を通じて厚生労働省に請願中だ。9月には何らかの返事があると期待している。障害程度区分の判定は、在宅の人を対象に始まっているが、入所に関しては新たな事業が始まるまでにすればよいのか?

井上 各市町は事業計画を作らねばならないので、障害程度区分の調査を踏まえた上でいろいろな事業をどこにどれくらいという目安を持たないと作れない。市町は程度区分の調査で生活介護は〇%ぐらい、就労移行事業は〇%ぐらいという振り分けもあり、親の意向を全部認めるというわけでもなく、施設単価の高い事業ばかりを申請しても全部認めるわけにもいかない。まず、数字が出てこない各施設にどんな事業をつくるかという計画が出てこない。県は市町の調査をみて、県全体のバランスも考えねばならない。例えば就労移行事業は阪神間に偏り、丹波にはその事業がない、というわけにもいかない。だからまず、第1次の判定を急いでいる。調査員の特記事項のときに問題になるのは調査員の資質で「ダウン症ってどんな症状ですか?」みたいな人もいる。親も「自立してますか?」と聞かれて「はい」と簡単に答えてしまう人もいる。「自立してませんか?」と聞かれても同じように「はい」と答えるかもしれない。(笑)例えば「バスに乗れますか?」と聞かれて「はい、乗れます」と答えた。けれども乗れるのは決められたバスに決められた場所から乗り決められた場所で降りることができるだけだったり。それを「乗れるというのか?」

司会 調査の時は施設職員も同席しましたか?

吉岡 いいえ。子供と私と調査員(市役所の職員)でした。残念ながら市役所の障害福祉課ではあまり見たことのない人でした。

司会 調査の際の付き添いのルールはあるのか? 施設職員が同席すると「施設では、...」と第三者的に見て意見を言ってもらえるのではないのか?

井上 市町によって違うと思う。面識のない調査員が調査するわけだから、一時間ほどの時間でどれだけ利用者のことがわかるのか、親は不安だと思う。そこに施設職員が付き添うと少しは安心だろう。また、審査の結果が納得できなければ不服申請すべきだ。そのことを保護者はしっかり認識してほしい。施設としたり重い程度区分が出たら、報酬単価が上がるので、経営的には助かるわけだが、利用者は利用料がその分高くなる。それをどう考えればいいのか?

吉岡 例えば生活介護で区分3と5とかで同じ事業所を利用した場合、区分に差があってもサービスにどれほど反映されるか?あまり変わらなかったら、サービスは変わらないのに利用料が違うのはおかしい。区分は低いほうが金銭的に得にならないのか?

井上 そこが支援費と違うところだ。さらに施設には程度区分のパーセンテージによって入ってくるお金が違うので、個別化といいながら、どんぶり勘定みたいなのところがある。

由岐 定率負担に問題がある。重度の人ほど支援がたくさんいるから報酬単価が高くなる。高くなればその人の利用料も高くなる。これは選択肢もなく押し付けになるのか?

井上 うちの子はここまでのサービスでいい。という選択はないのか?月5万円分のサービスでいいわ。とか

由岐 じゃあ、逆に3万円だけど10万円分のサービスも受けたいとか

吉岡 子供によって微妙に一日の利用料が違うので、聞きあっていたらあまり調べないでほしいといわれた。また、今月はもう2万円分通所したので2~3日休まそうか?なんて人もいる。

由岐 入所施設でも、利用料が高くなるから1週間家に連れて帰るわ。なんて事も。それを地域移行の一環として国がもくろんでいるとしたら怖い。

司会 今まで、休みの多かった入所施設が手のひらを返したように、連れて帰らないでほしいになっている。施設側は言いにくいので、家族会から言ってもらえないかと言われた。長く帰省する場合も1回を1泊2日にして、

- 回数を増やしてほしい。6日を越すと100%施設に入らなくなる。6日以上長期帰省はやめようと言っている。
- 由 岐 利用者としたら長期帰省中にデーサービスなどを利用できるようにする。
- 井 上 施設経営面から考えると、その帰省等で減る分を定員の上乗せや、他事業(短期入所等)の運営でカバーしていけということ。そういうバリエーションができたということはいいことかもしれない。しかし、来るか来ないかわからないお客さんのために職員を置いておくというのは施設経営側からは難しい。
- 由 岐 社会福祉法人は企業努力が足りないという人もいる。「障害者と言えども特別扱いしてもらえと言う認識は捨ててください。誰もが公平に応分の負担をしましょう。」と経団連も言っている。結局デンマークのような所得保障もないまま利用者負担と言う法律を通してしまったところに避けようのない矛盾がある。
- 井 上 確かに歴史の中で、辛い時代を越えて、措置時代はぬるま湯だったと非難されても仕方がない部分もある。
- 由 岐 それを言うなら、法人の理事長・理事がどれほど障害者の処遇や経営を考えてきたか反省してほしい。障害福祉に関心の深い理事が少なすぎるのではないかと?
- 吉 岡 自立支援方に関して保護者はあまり勉強していないように感じる。お金のたくさんある保護者はえらいことやと言っているが、普通の人は「わからへんし、なんとかやるの違う」という認識の人が多いように思う。子供のことを考えて別の施設にもいいかなあと考える保護者がいても、今は選択肢がない。
- 井 上 今居る施設に子供にふさわしい事業ができるかどうかわからないが、ひとつの施設が大きく4つの事業を全部持つことは無理だと思う。県は大きく圏域(神戸市は単独になると思う)の中で施設が事業を分担し、利用者は圏域内移動を考えていかねばならないと考えている。かぞくねっとと施設が手を組んで施設やサービスの選択がスムーズにいけるようにならないかと思う。そのためには、家族は利用している施設へのこだわりを(金銭的なものも)減らし、利用者にもふさわしい事業を選んでほしい。かぞくねっとはその橋渡し役を担うとうまくいくのではないかと。
- 由 岐 いろんな施設を利用するほうが利用者のためにもなるのではないかと?利用者もいろんな施設を利用することで違いがわかってくるのではないかと。
- 司 会 施設もふるいにかけてくるのではないかと?その間に利用者も真に自分にあった場所を選べるのではないかと?
- 井 上 最初は大変かもしれないが、環境が変わることによって落ち着くこともあるし、自分にあった作業にめぐり合うかもしれない、施設職員も緊張感があってよいと思う。
- 司 会 以前は行政の措置によって遠い施設まで来ている人もいたので、せめて近い施設を利用できたらと思う。
- 由 岐 流動化することは、職員も利用者も刺激になってよい方向に向かうのではないかと?
- 司 会 長年ひとつの施設を利用してマンネリ化しているから、いい事と思う。
- 井 上 これからの一番大きな問題はこれだ。これをうまく解決できれば、自立支援方にしろ、地域移行にしろよい方向に向かうと思う。利用者にあったサービスが今いる施設に準備されるとは限らないので、利用者にあった事業に移行すべきだ。スムーズに移行するためには施設だけではだめなのでかぞくねっとも一緒になって進めなければならない。「施設を替わっても後が保障されている」と「ちょっと行ってこようか」となるのではないかと。そういう利用者側のコーディネート役はかぞくねっとがふさわしいのではないかと。
- 由 岐 通所・入所の施設利用者で成立しているかぞくねっとが取り組むと一番いいとおもう。
- 井 上 ブロックの中で、施設に席を置きながら、「一度この施設を利用してみないか」と互いに交代したりするとよいのではないかと。また、全県で遠いところの施設を利用している同士を調整して、親元に近い施設を利用するなど、そういう調整機関としてかぞくねっとに期待してる。
- 司 会 保護者・家族の意向として就労移行を希望する人は少ないと思われるが、その調整はどうするのか?市町は国が出しているそれぞれの事業の振り分け割合に近いものをしていこうとすると、その差をどうするのか?
- 由 岐 多分、振り分けしてくると思う。保護者・家族との思いとは一致しない
- 井 上 就労移行2年でできなければどうなるのか?いったん就職しても、続かなかつたらどうなるのかなどの心配が先行するから、進まない。その部分を保障していけば移行できるのではないかと。グループホームに利用者が増えるときも、親はなかなか踏み切れなかったが、もううまくいなくても、施設へ戻れる。という担保をして、やっと移行できた。今回も同じではないかと。
- 由 岐 担保が大切だ。
- 井 上 「契約」になって、個人対施設になると、施設に都合の悪い利用者がはじき出されることのないよう、かぞくねっとにがんばってもらいたい。行政もだんだん「契約」をたてに引いていくかもしれない。もうひとつ、触法行為の人たちがどこへ行けばいいのか?考えていかねばならない。栃木県にかりいほという施設があるが、そういう専門の施設が必要だと思っている。
- 由 岐 知的障害の特性は社会性の育ちが悪いわいのので、その辺がどれだけ身につけているのかそこを障害程度区分で図ってほしい。
- 井 上 かぞくねっともこの機会に施設と共にいろいろな動きをしないといけな。施設に長いこと居ると施設病になってしまう。「ご飯はできている」「お風呂は沸いている」何もかも周りがしてくれる世界から一歩踏み出してほしい。追い出そうとしているわけではないが、外の世界をもっと体験させてやってほしい。
- 由 岐 かぞくねっとの果たす役割が多くなってきたと思う。

障害者自立支援法 Q & A IV

Q1. 事業体系移行が10月から始まるが、その内容は？（居住系サービス）《たより 17 号の続き》

■施設入所支援サービス

給付の種類	施設への入所	
	介護給付	訓練等給付
利用者	生活介護を受けている者 (区分4以上、50歳以上は区分3以上)	自立訓練、就労移行支援を受けている者であって、次のいずれかに該当する者 ・その生活能力から単身の生活が困難な者 ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な者
サービス内容	利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場等を提供する	利用者が自立訓練及び就労移行支援を効果的に利用できるよう、夜間における居住の場等を提供する
利用期限	制度上、期限の定めなし	制度上、期限の定めあり
食事提供	事業者が利用者に提供（応諾義務）	
職員配置	・夜間勤務 1人～3人 ・休日は利用者の状況に応じ必要な支援を行なうための勤務体制を確保	

■グループホーム・ケアホームのサービス

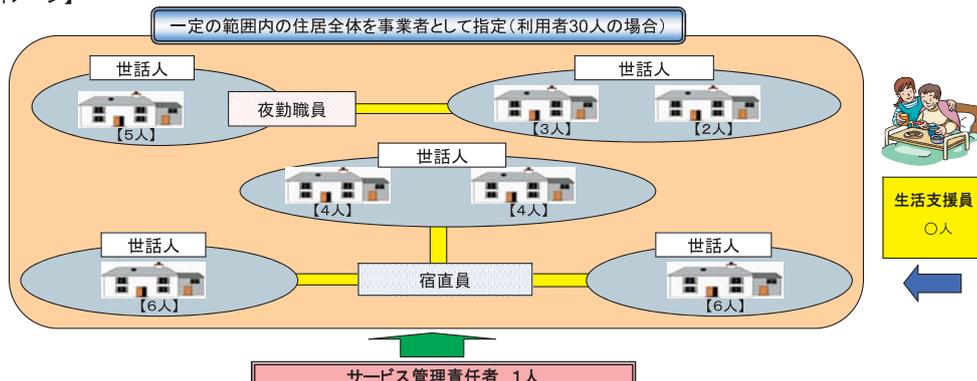
給付の種類	ケアホーム	グループホーム
	介護給付	訓練等給付
利用者像	介護を要する知的障害者・精神障害者 (区分2以上)	介護が必要でない知的障害者・精神障害者であって、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている者
サービス内容	共同生活の場における日常生活上の世話、介護サービス等	共同生活の場における日常生活上の世話等
利用期限	制度上、期限の定めなし	
住居提供	事業者が利用者に提供（賃貸借契約） 事業者は、当該物件を賃借・所有の形態で提供できる状態を確保	
食事提供	事業者が利用者に提供（任意）	

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保（専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価）。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

【イメージ】



新体系サービスの利用可否一覧表 (区分別)

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	備 考	
介 護 給 付	居宅介護		○	○	○	○	○	○		
	行動援護				○	○	○	○		
	重度訪問介護					○	○	○		
	重度障害者等包括支援							○		
	短期入所		○	○	○	○	○	○	宿泊のみ	
	生活介護	50 歳未満				○	○	○	○	施設入所
		50 歳以上			○	○	○	○	○	施設入所
	療養介護	呼吸管理(ALS)							○	病院のみ
		筋ジス・重心						○	○	
	共同生活介護 (ケアホーム)		○	○	○	○	○	○	○	
	施設入所支援	50 歳未満					○	○	○	生活介護利用者
50 歳以上					○	○	○	○		
児童デイサービス		障害程度区分認定は行わない								
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	区分による利用制限はない								
	自立訓練 (生活訓練)									
	就労移行支援									
	就労継続支援事業 (A 型)									
	就労継続支援事業 (B 型)									
	共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○		

…入居しても差し支えない。但し、グループホームはケアホームの認可も必要

Q2. デーサービスが 10月からなくなると聞いたが

デーサービスは、地域生活支援事業の中に包括される形となり、各市町村の障害福祉計画で形を変えて施行される。

■地域生活支援事業

現 行	支 援 法	
日常生活用具給付	相談支援 関係機関との連絡調整 権利擁護	
ホームヘルプ事業の 移動介護の一部	コミュニケーション支援 日常生活用具の給付又は貸与	
通所施設の一部	移動支援	
小規模作業所の一部	創作活動 生産活動の機会提供 社会との交流促進 等	地域生活活動センター 等への通所
デーサービス	居住支援 その他の日常生活又は社会生活支援	福祉ホーム等を利用

18 年度に限り、経過措置として市町村が実施するサービスセンター事業の中で現行通りのサービスが受けられる。

Q3. 入所施設の外泊の扱いが変わったと聞いたが

激変緩和策として、外泊月 6 日間は 320 単位(地域に寄って違うが全額のおよそ 50%が支給される)ということは、利用者負担額もおよそ 50%発生する。

■最新情報です！《6月26日・8月24日の厚生労働省資料より抜粋》

●障害程度区分について

1次判定の43%〈知的〉は2次判定で上位区分へ変更

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.3%	5.7%	15.0%	26.0%	21.3%	14.2%	17.6%

調査時の特記事項と医師所見によって1～2段階上位区分への変更事例がでました。

《県は現在使っているサービスと大きく変わらないことを心がけてくれているようです。現在使っているサービスを調査員にしっかり伝えてくほしいと思います》

《正当と思われぬ区分認定が出た場合は、調査資料の開示と、再審査請求をしてください。それでもダメなら不服申請となります》

●自立訓練〈生活訓練〉事業における「宿泊型」の新設について

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者に対し、自立訓練として、一定期間、夜間の住居の場を提供し、帰宅後生活能力等の維持・向上のための訓練を行なう事業の類型として「宿泊型」を設けることとした。

●ケアホームの利用が区分2以上に広がった

ケアホームの利用が区分2以上に広がり、夜間支援体制が広がった。

●入院・外泊時における支援の評価

☆通所施設が行なう通所以外の支援評価

利用者が継続して通所できない場合に、施設職員が家庭訪問し、利用者又は家族へ必要な支援を行なった場合に報酬評価を行なう。

☆入所施設の入院時の報酬上の評価

施設入所者が身寄りがない等のため入院中の支援を受けた場合に、報酬上、加算措置を講じる。

●地域支援事業に係る主な変更点

①事業の実施形態については「実施主体が直接実施するか、又は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施する事ができる」としていたがそれに加えて「社会福祉法人等が行なう事業に対して補助する事業」も実施可能とした。

②市町村の「その他の事業」である「障害児タイムケア事業」については、その対象者を「障害のある中高生等」から「障害者等」に拡大し、事業名称を「日中一時支援事業」に変更した。〈短期入所〈宿泊を伴わない〉〉を利用していた障害者等も本事業の対象とすることが可能。

●入所施設における利用者負担の計算式の見直し

支援費制度と同等が手元に残るよう配慮し、4万円までの工賃について、定率負担をゼロにする。→食費負担を行なった後の手許金が。現行2.5万円に加えて最大約2.4万円〈年額28.8万円〉まで残ることとなる。

第5号

全施連通信

全国知的障害者施設家族会連合会

H18年6月6日

知的障害者の福祉サービスの確保を求める緊急集会（主催 日本知的障害者福祉協会）に参加 《日比谷野外音楽堂》

☆当事者団体の代表として、由岐透氏が意見表明をしました。

☆自立支援法に対する請願書、署名活動

全国約11万人の署名が集まりました。

☆全施連会長太田満喜雄氏、事務局長佐脇氏らが厚生労働省を訪れ、請願と共に署名を提出しました。

兵庫県内では、26,524人の署名が集まりました。ご協力ありがとうございました。

☆厚生労働省は8月末にこれらを踏まえた回答を出す返事をもりました。



《全施連通信5号より抜粋、一部構成しなおして掲載しました》

リレー随筆

「あなたに逢えてよかった」

ななくさ清光園 三好 則子



ふり向けば よくぞここまで 来たものぞ
春夏秋冬 手をとって合っ

靖之、四十七才。私、七十二才。思えば彼との縁は半世紀近く感慨深いものがあります。

昭和三十四年、長男靖之誕生。未熟児、逆子で臍帯が三巻きし仮死分娩。産声も無し。

当時、大阪厚生年金病院は産科としての設備が整っており、すぐ保育器に入れられ一命はとり止めたものの泣くとチアノーゼ状態。やっと親戚、知人を招き、おひろめの宴をした時、義父が色白でつぶらな瞳の孫を抱き、「これは姫泣かせになるぞ」と云った爺々馬鹿な一言が現実のものになるとは夢にも思いませんでした。何故なら本当に姫(私の事、当時二十五才。無智な母)を悩ませ心身共に奪ってしまったのですもの。

二才まで歩けなかった彼を雨の日も風の日もマッサージに通院する為運転免許も取得しました。当時は女性が運転するのはめずらしい時代でした。いい、と聞けば遠近にかかわらず通院。当時は医師でさえ知恵遅れの知識がなく、少し発育が遅れているがその内に追いつきますよ、と云われるのが常でした。

誰でも自分の子が知恵遅れと認めるのは容易ではありません。否定し迷いそして事実を容認するのに時間が必要です。私にひとつの転機が訪れたのは子供が四才過ぎ、一冊の本との出会いでした。大阪市大の中修三教授の書かれた「三才では遅すぎる」を読んだ時です。発育遅延でも早期発見(気付き)早期治療、教育をすれば改善されるという内容だったと思います。今では常識ですが当時は斬新な説でした。早速、市大に教授を訪ねました。そこで自分の教え子がやっている医療、治療、教育の三本柱の病院が堺東にあるから行きなさいとの事で子供と共に一ヶ月ほど入院し色々検査をしてもらいました。そして退院時に先生が私達夫婦に云

われた言葉が「この子を医師とか弁護士とか政治家とかにと期待して育てるのは無理です。この子はよくてサーバント位です。(サーバントとは召使い、人の命令に従う存在)この子の為に他の子供を犠牲にしてはいけません。この子を生かしながら妹弟も両親も自分の人生を生きていく事を考えなさい」と。ショックでしたがはつきりと生きてゆく事への指針を云って下さった事に何故かホッとし、悲しいと思うより迷いが消え、よし、やるぞ!!と闘志さえ湧いた一瞬でした。そして彼をありのままに受容出来た一瞬でした。それからこの子をどう育ててゆけばよいのか施設を訪ね廻りました。

あこや学園にめぐりあい、初代尼崎育成会会長、森本様にめぐり逢い、会長の後にくっつき全国大会、その他に参加し障害児教育に目覚めた時期でした。

神様がお前ならこの子を預けても、ちゃんと育ててくれるだろうと私を選んで下さったのだからその信頼に答えなくてはと思い日々を重ねて来ました。今もその思いは変わりません。

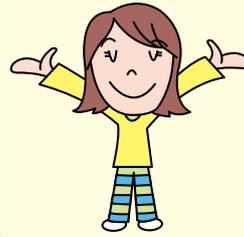
もしこの子との縁をいただかなかったら私の人生は今の様に充実してはいなかったでしょう。この子のお陰でよき師、よき先輩、よき友にめぐりあえた事を心から感謝しています。1+1は理解出来なくてもこの子達は人の心をしっかりとらえています。汚れなき清らかな神の如き心で私に色々な事を教えてくれます。この子は私の人生の調教師です。この子に逢えてよかったとしみじみ思っています。

私の年令を考えると今まで共に過ごした五十年に比べこれから共有出来る時間は少なく、別れの時が近づいて来ています。今、私に出来る事は何かと考える時があります。形ある財を残すより楽しい思い出をいっぱい彼の心につめ込んであげたい。そしてもう一度何処かで御縁をいただきたいと思っています。

靖之君、ありがとう。



わたしたちの がんばり



3

加古川市立つつじ園

藤木 宏一 氏



幼い頃は言葉に遅れがあり、普通に歩いているのさえ見たことがないと言われる程の多動で、数字や漢字には強い興味を示す子供でした。こんなに心引かれるものなら、単に形を記憶するだけに留まらず、実際に使えるようにしてやりたいとの思いから、まずは落ち着いて書くことから始めました。



線を一本ひいては走り回り、点を描いては走るという状態からの出発でした。数字はカードを作ったり、遊びの中で一緒に楽しみながら意味を教え、少しずつ計算もできるようになりました。今ではおやつや画用紙等の買い物をするのも楽しみの一つになっています。常々彼の世界を少しでも広げることができたらと思いをめぐらせてきましたが、いろいろやってみた中で6歳から付け始めた日記



は、最初一行書くのも四苦八苦でしたが、やがて絵を添えて絵日記となり、今も一日も欠かさずつけています。一方余暇の楽しみとしての絵も描いてきました。最近はずに花をテーマに描いています。去年からは育成会の絵画教室が発足し、月2回週末に仲間と集まって、温かく迎えてくださる先生方と共に充実した時間を過ごしています。また、お母さんたちの世代を超えた交流の場ともなっています。今年も第2回目の展覧会を予定し、目下作品作りにがんばっているところです。4月には画廊喫茶で個展を開く機会も持たせていただきました。情報誌「てをつなぐ」の表紙絵採用通知もいただいて励まされた思いがします。 母



加古川市立つつじ園

前川 卓哉 氏

コミュニケーション力が弱い分、常に五感を働かせて、彼なりに周りの状況を観察しているように思います。例えば暴力・差別・偏見には恐怖や怒りを、やさしさ、美しさ、穏やかな雰囲気には安心と喜びを感じるようです。ひとりできれいな音楽を聴いたり、名画を観たり また、自然の風に吹かれて散策するのが好きなようです。

気分が向くと絵筆を持ちます。身近な題材を前にさっと描きます。親ばかりでしょうか、直感で捉える形はしっかり特徴を捉えているように思います。色選びでも私たちには見えない色を取り出すときもあります。そして、卓哉流の色付けをします。どんな出来上がりでも「いいのができたね」と親子で喜び合います。

これからもいろんな人と交わり、少しでも豊かに彼らしく過ごしていけるようサポートしていくつもりです。この先どんな作品に出会えるか楽しみにしています。 母



ホームページ「ひょうごかぞくねっと」の
 ≪わたしたちのがんばり≫アートギャラリーに掲載しています。

平成 18 年度年間行事予定 (案)

月 日 曜	時 間	行 事	内 容	会 場
4月14日(金)	1:00~		臨時理事会	
4月20日(木)	1:30~	会計監査		福祉センターサロン
4月26日(水)	10:30~	三役会	18年度事業の基本方針の企画	福祉センター談話室
5月27日(土)~28日(日)			のじぎく兵庫大会リハーサル大会	神戸市
5月10日(水)	10:30~	第1回理事会	H18年度の年間計画	福祉センター談話室
6月22日(木)	10:30~	評議員会	H18年度の年間計画・研修会・他	神戸市勤労会館
7月19日(水)	10:30~	第2回理事会	中央研修会・ブロック活動について	福祉センター談話室
9月10日(日)		協力事業	近畿知的障害者福祉大会(育成会)	大阪市
9月20日(水)	10:30~	三役会		
10月27日(金)		協力事業	兵庫県知的障害者福祉大会(育成会)	淡路
10月18日(水)	10:30~	三役会		
10月27日(金)~28日(土)		全施連総会		熊本
11月15日(水)	10:30~	中央研修会		西宮フレンテホール
12月6日(水)		第3回理事会	家族会大会について他	
1月13日(土)		共済事業	賀詞交換会	楠公会館
1月17日(水)	10:30~	三役会		
2月7日(水)		家族会大会		県民会館
3月23日(金)	10:30~	第4回理事会	H18年度の反省・19年度の展望	

* 専門委員会は別途開催する
 * たより 18・19号発行
 * 施設見学

* 市知連・神戸育成会と意見交換会必要に応じて
 * 県知協・県育成会との意見交換会必要に応じて

おたより

- ★全施連は自民党への請願ばかりのようですが、全党へ働きかけてほしいと思います。
- ★自立支援法になり、どうなっていくのかとても不安です。
- ★生きがいは今日かがやいている事。でもかがやけなくなったら「かがやいている人」に触れる事。そのためにかがやいている人や物を見つけれられる感性をみがきたい。

コ
ー
ナ
ー

★ホームページを開設しました

念願のホームページを開設しました。工事中もありまだまだですが、情報交換の場になればと思います。幸い YAHOO と MSN の 2 大ネットに「ひょうごかぞくねっと」とひらがなで入力すると一発でヒットします。どうぞかわいがってやってください!

URL <http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>

編集後記

☆地方切捨て、弱者切捨ての政治といわれていますが、知的障害者にとって、これほど厳しいものになるうとは思っても見ませんでした。私の心のどこかに甘えがあったのでしょうか。
 ☆新しいニュースとして、新聞の一面トップに「小規模通所授産施設などを対象とする障害者施設への国庫補助金を 25% 削減する方針を厚生労働省が都道府県などに通知していたことが分かった」とあります。施設側は「新体系では施設への報酬が低すぎ運営の見通しが立たない」と言っています。施設家族会の一段の結束強化が必要な時です。
 ☆「無智・偏見・差別」の記事をじっくりお読みください。他人の無智・身勝手な行動に憤るのはもちろんですが、それだけでなく、他の事で自分も身勝手なはずかしい考えを持っていないだろうかかと反省し、明るい社会をめざしましょう。(U)

おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。

施設に言えない悩み
 他の家族会はどうしているのかしら
 うちの子は大丈夫かしら

FAX (078)261-3410
 メールアドレス：
h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp



広報委員 植木 久彌 笹川かほる 夕部 明子
 藤原 幹也 呉 珀華
 助言者 高野 國昭
 事務局 南波 孝子 丸岡 啓子